

【小・中学校の転入・転出時の手続きの流れ】

〈保護者の方へのお願い〉

- ・転入・転出をされることが決まりましたら、早めに学校へ連絡をお願いします。
- ・転出前に使用していた教科書は転出先でも使用する場合がありますので紛失しないよう気をつけてください。

市外転出の場合

- ・窓口サービス課で転出の手続きをしてください。
- ・手続きをすると「転退学通知書」が発行されますので必ず受け取ってください。

四街道
市役所

- ・「転退学通知書」を学校に提出してください。
- ・学校より「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受け取ってください。

吉岡小学校

- ・住民課等で転入の手続きをしてください。
- ・転入の手続きの後、教育委員会で転入の手続きをし、「転入学通知書」を受け取ってください。（四街道市のように教育委員会での手続きの無い市町村もあります。）

転出先の
役所

- ・転出前の学校からの「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」と転出先の役所で発行された「転入学通知書」を転出先の学校に提出してください。

転出先の
学校

市内転居の場合

- ・窓口サービス課で転居の手続きをしてください。
- ・手続きをすると「転退学通知書」と「転入学通知書」が発行されますので必ず受け取ってください。

- ・「転退学通知書」を学校に提出してください。
- ・学校より「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受け取ってください。

- ・転出前の学校からの「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」と四街道市役所で発行された「転入学通知書」を転出先の学校に提出してください。

